

特定建築物について



☆特定建築物とは？

建築基準法にいう『建築物』であること。

『建築物』

特定用途

興行場・百貨店・集会場
図書館・博物館・美術館
遊技場・店舗・事務所
旅館・学校（研修所）

特定用途以外

工場・地下街・駅舎
病院・共同住宅・寄宿舍

☆特定用途の延べ床面積とは？

- ①専ら特定用途に供される部分
- ②特定用途に付随する部分（廊下・階段・洗面所…）
- ③特定用途に付随する部分（バックヤードの倉庫・事務所附属の駐車場…）



①+②+③の床面積の合計が、3,000㎡以上の場合（学校等の場合、8,000㎡以上）が**特定建築物**に該当します。

☆建築物の数え方とは？

一般的には、建築確認の『新築』の数で決まります。

例) 建築物Aに、渡り廊下等で建築物Bを付け加えた建物の場合。



建築確認で、

- ①Bが『**新築**』となっていたら、建築物2棟
→Bが特定建築物に該当するなら、Bについて『特定建築物使用開始届』を提出する。
- ②Bが『**増築**』となっていたら、建築物1棟
→Aが特定建築物であれば、増築したBについて『特定建築物変更届』を提出する。
→A+Bで特定建築物になった場合は、『特定建築物該当届』を提出する。

① 特定建築物に該当する場合は、下記のとおり届出をして下さい。

届出の種類 及び根拠	特定建築物の使用開始されたとき (法第5条第1項)	使用されている建築物が、用途変更や増築等により、特定建築物となったとき (法第5条第2項)
届出期限	<u>開始後 1ヶ月以内</u>	<u>該当後 1ヶ月以内</u>
様式	特定建築物使用開始・該当届 (様式第1号)	特定建築物使用開始・該当届 (様式第1号)
添付書類	1) 建築物の断面図、各階平面図 2) 中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備の系統図 3) 給水設備、排水設備の系統図 4) 建築物環境衛生管理技術者の免状の写し 5) 建築物の登記事項証明書 6) 所有者以外が権原者となる場合は、当該権原を有することを証する書類	

② 特定建築物を変更等した場合は、下記のとおり届出をして下さい。

届出の種類 及び根拠	使用している特定建築物について、届出事項に変更が生じたとき (法第5条第3項)	使用している特定建築物が、用途変更等により、特定建築物に該当しなくなったとき (法第5条第3項)
届出期限	<u>変更後 1ヶ月以内</u>	<u>非該当後 1ヶ月以内</u>
様式	特定建築物変更・非該当届 (様式第2号)	特定建築物変更・非該当届 (様式第2号)
添付書類	特定建築物使用開始届で添付した書類で、変更内容を確認できる関係書類を添付する。	特になし

③ 特定建築物の維持管理状況については、年一回、保健所長への報告が必要です。
 毎年4～5月に、維持管理権原者等に依頼文を送付しますので、期日までの提出をお願いします。